

午前10時30分開会

○岩田委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。座らせて始めさせていただきます。

まず、欠席届が出ております。堀米教育長、公務のため、小川賢太郎子ども部長、通院のため、大森教育担当部長、通院のため、以上3名から出ております。（発言する者多数あり）はい。

6月28日の本会議で、全議員で構成する当予算特別委員会が設置され、同日の委員会において、委員長に、私、岩田が、副委員長に、小林委員、西岡委員、林委員がそれぞれ選任されました。委員並びに理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員及び理事者の皆様には、連日の議会日程にご協力賜り、感謝申し上げます。今定例会で執行機関より提出されました令和6年度補正予算案につきましては、去る6月28日の継続会で、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を進めていくこととなりました。日程として限られた時間ではございますが、岩田委員長、小林副委員長、西岡副委員長、林副委員長の下、活発かつ慎重なご議論を頂きますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○岩田委員長 次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきまして、予算特別委員会が設置され、委員長に岩田かずひと議員、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員が選出されました。予算審議につきまして、よろしくお願いいたします。

本日は、去る6月28日に本委員会に審査を付託されました、議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号につきまして、何とぞご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

○岩田委員長 ここで、審査の進め方についてお諮りいたします。本日の日程をお配りしております。議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号の審査が当委員会に付託されましたので、本日はその審査及び採択を行います。

初めに、財政課長から一般会計補正予算の概要説明を受け、その後、補正予算説明書に基づき、歳出、歳入の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に、補正予算第1号の採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 次に、出席理事者についてお諮りします。本日の委員会は、区長、坂田副区長、補正予算に関係する部長、担当課長に出席を求め、補正予算に関係しない理事者は自席待機としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 それでは、本日の日程に入ります。

議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号について、概要説明をお願い

いします。

○中根財政課長 それでは、予算特別委員会資料1をご覧ください。第1号の補正予算の概要でございます。

第1号補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正のみの補正予算となっております。補正額は3億4,000万余りで、補正後の予算額はここに記載のとおりでございます。

内容につきましては、まず歳出からご説明申し上げます。歳出につきましては、事項は3点ございます。1点目が低所得世帯に対する特別支援給付金、2点目が定額減税補足給付金、3点目が区議会議員補欠選挙でございます。1番目と2番目につきましては、昨年度から実施しております給付金、そして、この、ただいま実施しております定額減税と一体的に実施するものでございまして、それを概括的にイメージできる資料を資料の2ページ目におつけしておりますので、ご覧いただければと思います。

そして、歳入についてご説明申し上げます。歳入につきましては、都支出金と繰越金でございます。都支出金につきましては、1番目と2番目の給付金事業を国庫を原資としまして都から交付金が参ります。それが10分の10でございまして、全額事業費分が歳入を見込んでおります。区議会議員補欠選挙につきましては、5年度決算の繰越金を充当する見込みでございます。

概要説明は以上でございます。

○岩田委員長 次に、一般会計補正予算第1号の歳出について審査に入ります。項ごとに進めてまいります。補正予算説明書の12ページ、13ページの……

○小林副委員長 委員長。

○岩田委員長 はい。小林副委員長。

○小林副委員長 まず、今、説明概要はあったんですけども、ちょっと手順・手続について一つ確認したいんですけども、3の千代田区議会議員補欠選挙の項目なんですけれども、何で今出してきたのかというのを一つお答えいただきたい。

○中根財政課長 ただいま区議会議員に欠員が出ておりますので、その補欠員を補充するための予算、補充するために補欠選挙を実施するとした場合に、第3回定例会で予算を措置した場合ですと、準備に余裕を持って実施しようとした場合には、第3回定例会ですとスケジュールがタイトになってしまうことが見込まれましたので、第2回定例会で予算を措置していただきたいと考えた次第でございます。

○小林副委員長 補欠選挙が行われるというのは、もう分かっていたわけですよ。議員が辞職して、補欠選挙、区長選があるんで必ずあると。そうすると、当初予算では難しい、これは当然難しい。けども、臨時会をやりましたよね、5月に。5月の臨時会を出していけば、もっと楽だったでしょう。5月の臨時会を出さないで、今回の補正予算で出してくるというのは、どういう手続でやっているのかというのを確認したい。

○中根財政課長 もちろん臨時会であるということも可能ではございましたけれども、あえて臨時に開催される臨時会にご提案というわけじゃなくて、定例会、もともと予定されているものでございますので、第2回定例会であれば、十分予算措置として間に合いますので、臨時会ではなくて、当初から予定されていた定例会に提出しようというふうに考えて、第2回定例会で提案するといったしました。

○小林副委員長 今、全然意味が分からないんだけど、臨時会をやったときには、既に出せたわけでしょう。それを言っているんです。出せたんだけど、出さないで、あえて第2回定例会で出したのは何ですかと聞いている。

○中根財政課長 その第2回定例、臨時会は、臨時会につきましては、必要に応じて急遽開かれるものでございますので、定例会であればもう当初からいつ、この6月あるいは7月頃にあると分かっていたので、そこであれば十分間に合いますので、あえて臨時会に提案することも。臨時会ですので、それよりはもう当初から予定されていた定例会で十分間に合うのであれば、定例会で十分であろうというふうに考えた結果でございます。

○小林副委員長 すみません。そうすると、臨時会でも出せたけど、あえて出さなかったと。で、（発言する者あり）第2回定——うるさいな。質問権だよ。静かにしろよ。

あえて臨時会で出さなくても、臨時会でも出せたけど、定例会があったら余裕があるから定例会で出したということですか。出してもよかったんですか。そこだけ聞いているんです。（「今の発言は問題じゃないの」「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）大丈夫ですよ。質問権なのに文句を言ったから。

○岩田委員長 はい。続けます。（「委員長、整理して」と呼ぶ者あり）

○小林副委員長 委員長、整理してくれる。

○岩田委員長 はい。お答えされる方。（発言する者あり）

○小林副委員長 質問を妨げるように言うから、言ったんじゃない。（発言する者あり）

○岩田委員長 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○岩田委員長 再開します。

財政課長。

○中根財政課長 臨時会は、先月開催された臨時会につきましては、税の関係の緊急を要する案件を、臨時会はやはり緊急を要する案件について提案するのが臨時会だと考えますので、今般の件は通常の定例会に提案すると考えた結果、第2回定例会で提案いたしております。

○岩田委員長 副委員長。

○小林副委員長 通常はできるけど、僕が聞いたのは、臨時会でも出せたんだけど、そちらのほうが、今のほうがいいと解釈して出したということでもいいんですか。出せたんでしょ、臨時会でも。そこだけ。

○岩田委員長 休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○岩田委員長 再開します。

財政課長。

○中根財政課長 今回の補欠選挙の補正予算につきましては、臨時会を開いてまで議決を頂く予算とまでではございませんので、臨時会はあくまでも議決を要する案件を示して開いていただくものですので、この補正予算だけであれば臨時会については開いていただく必要はなかったと、ない案件でございますので、補正予算につきましては、第2回、原則

どおり定例会で提案をというふうに考えて、提案いたしております。（発言する者あり）

○岩田委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 僕に言ったのは、それは解釈はそうなのは分かるけれども、臨時会でも出せたんでしようというのを聞いているんです。補正予算だって、必要な。補正というのは突然になる。（発言する者あり）

○岩田委員長 白川委員。

○白川委員 この質問を掘り下げていくと、ちょっと時間を取りますので、これが補正に入る何か不都合があるかどうかだけ見極めてください。で、不都合があるなら掘り下げてください。ないんだったら、もう早めにまとめて、先に進んでください。よろしくをお願いします。

○岩田委員長 はい、分かりました。

○小林副委員長 議事整理しよう。議事整理。

○岩田委員長 はい、休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○岩田委員長 再開します。

では、理事者のほうからもう一度、その、何ですか、この臨時会で補正予算が、あ、ごめんなさい。すみません。答弁をお願いいたします。

財政課長。

○中根財政課長 今般の区議会議員補欠選挙の経費につきましては、その内容から、その時期、補欠選挙の実施時期は、区長選挙と同日で実施するということになりますので、その経費を計上するため、経費としての予算を提案する議会としては、第2回定例会で措置が最善であると判断した結果、今回の定例会に提案いたしております。

○岩田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。では、本題のほうに入らせていただきたいと思います。

次に、一般会計補正予算第1号の歳出について審査に入ります。項ごとに進めてまいります。

補正予算説明書の12ページ、13ページの説明を受けます。保健福祉費、保健福祉管理費の説明を受けます。

○大松生活支援課長 それでは、補正予算説明書12、13ページ、款、保健福祉費、項、保健福祉管理費につきまして、予算特別委員会資料2に基づきご説明いたします。

資料名は、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金支給事業という資料名でございますが、2種類の給付金の内容となっておりまして、順次ご説明させていただきます。

まず項番1番の事業の概要につきましては、ここは共通でございまして、昨年度に続き、電力、ガス、食料品等の価格高騰について、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援する観点から、今年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯へ給付金を支給するというものでございます。

次に、項番2番、一つ目の給付金でございますが、令和6年度千代田区低所得世帯に対

する価格高騰特別支援給付金でございます。

表をご覧くださいまして、対象世帯は、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯を対象としております。基準日は、今年6月3日時点で千代田区に在住されている世帯でございます。

なお、その下に対象外世帯とございますように、昨年度、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯として、昨年度の価格高騰特別給付金を受給した、もしくは対象となった世帯は除かれます。

想定世帯数は、住民税非課税世帯が880世帯、均等割のみ課税世帯が140世帯の合計1,020世帯でございます。支給額は1世帯10万円でございます。申請期間は今年10月末日としております。

そして、給付方法につきまして、まず、区が課税状況を把握できて対象と想定される世帯には、「確認書を送付するプッシュ型支給」をいたします。なお、確認書とともに同封する案内書にはQRをコードつけ、確認書を返送せずとも、オンラインでも申請できるようにいたす予定でございます。そして、確認書の対象以外の今年1月2日以降の転入者などは、本区で税情報データがございませんので、これらの方につきましては、ご自身の申請書による給付となります。

次に項番の3、令和6年度千代田区低所得者子育て世帯子ども加算給付金支給事業でございます。

対象世帯は、ただいまご説明した「令和6年度の千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金」、すなわち10万円給付の対象世帯で、かつ、この世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯でございます。

その下の対象外世帯にもございますように、こちらも昨年度のこども加算金を受給した、また対象となった世帯は除かれます。

想定子ども数は180人を見込んでおります。給付額は児童1人について5万円でございます。申請期限は10月末日でございます。

支給方法につきまして、こちらも区が課税状況を把握できて対象と想定される世帯には、「確認書を送付するプッシュ型支給」をいたします。そして、確認書とともに同封する案内書にQRコードをつけて、紙を返送せずともオンラインでも申請できるように予定していることは同様でございます。こちらも、ただいま、先ほどご説明した10万円給付と同様でございますが、確認書対象者以外の今年1月2日以降の転入者などは、本区で税情報がございませんので、これらの方につきましては、ご自身の申請書による給付となります。

恐れ入りますが、裏面にお移りいただきまして、項番4番の事業費でございますが、今回の給付金等の事業費、歳出でございますが、予算書13ページにもございますとおり、合計1億2,132万7,000円を計上いたします。1世帯10万円が1,020世帯で1億200万円、子ども1人5万円が180世帯で900万円、小計が1億1,100万円、そして事務費が1,032万7,000円でございます。

この事務費部分の内容といたしましては、この事業のためのコールセンター運営や受付の業務委託、郵便料金や振込手数料などでございます。

以上の合計が1億2,132万7,000円でございます。なお、この事業に関しましては、10分の10が補助事業でございます。

最後に項番の5番に参りまして、事業のスケジュールでございますが、二つの支給給付金とも同一のスケジュールでございます。7月中旬にはコールセンターを設置して、7月20日号には広報千代田及びホームページで区民の皆様へ周知し、7月下旬には対象者に確認書等を送付いたしたく存じます。この確認書の返送期限は、おおむね開始から3か月後の10月末日、31日を提出期限としております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。ぜひご審議のほどお願い申し上げます。
○岩田委員長 質疑を受けます。

○白川委員 低所得者という場合に、例えば金融資産が10億円以上ある方で収入がないといった場合も低所得者に入るのでしょうか。

○大松生活支援課長 今、委員のご指摘のとおり、たとえその……

○岩田委員長 すみません。もうちょっとマイクに近づけて、声を。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。はい。今、委員ご指摘のとおり、金融資産がたとえ幾らあっても、収入ベースでやっておりますので、10億円貯金があっても低所得者給付金の対象になります。

○白川委員 では、金融所得が例えば1,000万円あるといった場合は、それは低所得に入らないという理解でよろしいでしょうか。

○大松生活支援課長 金融所得で、結果、非課税というふうに判定されれば、低所得給付金の対象にはなりません。

○白川委員 今後の方針として、どうも、私は10億円以上の金融資産がある方が、10万円の低所得者のための給付金をもらう、出すということに違和感があるんですね。ですから、今後、ちょっとその点は改善したほうがいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 ご指摘の点でございますが、給付金のために資産を調査する、いわゆる法律上などの根拠がちょっとございませんので、この低所得者給付金、今後の在り方につきましては、国の在り方などをちょっと注視して検討してまいりたいと存じます。

○岩田委員長 保健福祉部長。

○清水保健福祉部長 一般的な感覚といたしまして、白川委員のご指摘をされることは至極ごもっともだなというふうに私も思っております。ただ、今般の給付金に関しましては、担当課長ご説明申し上げましたとおり、国のほうで全国一律でこの内容、この基準で支給すべしというふうに決まった事務を私どもが行わなければならないものだとということでございますので、その点、ご理解を賜ればと思っております。

○白川委員 その点は理解しております。ありがとうございます。

ちょっと気になっているのが、私の記憶だと、10億円以上の金融資産を持っている場合は、税務署に申告しなければならないという規定があったと思うので、その点の把握はできるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘で、税務署のほうに流れて、結果、所得として計上されれば、それは非課税にはならないということになりますので、対象からは外れることとなります。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

では、保健福祉費のところはもうよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。それでは、続いて、14ページ、15ページの地域振興費、地域振興管理費の説明を受けます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、補正予算第1号、14ページ、15ページ、地域振興管理費、地域振興総務費につきまして、予算特別委員会資料3によりご説明させていただきます。千代田区定額減税補足給付金支給事業についてでございます。

項番1、概要でございます。本件は、令和5年11月2日に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度に実施する所得税及び個人住民税における定額減税措置と一体措置として、減税額が課税額を上回る納税義務者に対して、補足給付金を支給するというものでございます。

項番2、令和6年度定額減税補足給付金、調整給付金ですが、こちらの対象者や減税額、給付の内容でございます。

対象者は、定額減税による減税額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された低額納税者の、失礼しました。当該納税者の令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者でございます。先ほどの資料1の2ページ目でございます、イメージ図にございますピンク色の三角形Dの部分に当たる方々となります。想定対象者数は約5,500名。

定額減税可能額は、所得税分が、納税義務者本人と扶養親族数の人数に1人当たり3万円を掛けたもの、個人住民税分が、納税義務者本人とやはり扶養親族数の人数に1万円を掛けたものとなっております。

支給額ですが、これは定額減税では減税がし切れない場合の調整給付金の支給額をというものでございますが、所得税分の算定は、定額減税可能額から令和6年分推計所得税額、それから個人住民税の算定は、定額減税可能額から令和6年度個人住民税額を引いたもの、これにより算定されました二つを合計した額を1万円単位を切り上げて給付額とするものでございます。所得税分の算定に当たりましては、令和6年分推計所得税額となっておりますが、これは区の税務システムに取り込んでおります個人住民税の算定に用いております令和5年中の所得金額や人的控除等の情報から推計して算定した税額でございます。

申請期間でございます。令和6年8月16日から10月31日までで、郵送につきましては10月31日消印分まで受け付ける予定でございます。

支給方法は、4通りで現在準備を進めてございます。一つ目は郵送申請でございます。郵送で提出された申請書類等によりまして、対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式。二つ目は窓口申請方式で、窓口で提出された申請書類等により、対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式。三つ目はオンライン申請方式でございます。区のポータルサイトを通じて対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方式でございます。これは、アカウント登録をいただければご利用が可能であるというふうに聞いてございます。四つ目がプッシュ型給付でございまして、デジタル庁が所管する公金受取口座登録制度により口座登録をしている対象者に対しまして、書類提出を経ずに振り込む方式でございます。

項番の3でございます。今回ご審議いただきます事業費ですが、2億674万9,000円でございます。内訳といたしまして、給付金が1億9,200万円、こちらが負担金補助及び交付金でございます。事務費といたしまして、職員手当や委託料等で1,474万9,000円でございます。

項番4、実施スケジュールでございます。7月20日、広報千代田等で制度の概要、コールセンター設置、手続時期などの周知を予定してございます。8月16日、対象者宛に給付額等の通知をお送りする予定でございます。10月31日までに書類の提出及び区ポータルサイトへの入力をしていただくといったような状況でございます。

ご説明は以上でございます。

○岩田委員長 ご説明ありがとうございました。質疑を受けます。

○林副委員長 事務費の内訳、ちょっと対象者が多いんで、どういう内容なのか、お答えください。

○赤海コミュニティ総務課長 事務費といたしまして、職員手当がおよそ65万8,000円、それから消耗品、事務用品等の消耗品類で22万円程度、郵便料等、郵便とか振込の手数料等の関係で287万1,000円、そのほか、システム開発の関係で1,100万円の委託料というような状況でございます。

○林副委員長 一つがシステムの開発のがどんなものなのかということと、コールセンターのお金というのはどこに入っているんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、コールセンターの設置でございますが、7月の16日に、8階の1室を借りまして事務室を設置する予定でございます。そのときに、いわゆる事務委託とコールセンターを兼ねたもので委託をするものでございますが、こちら、今回の補正予算に上げさせていただく時間がなかったと、契約の関係、都合がございましたもので、予備費を充てさせていただいているという状況でございます。

もう一点が、システムの（発言する者あり）はい。システムの開発のほうでございますが、基本的には今回の定額減税給付金に関する対象者抽出に係るものですか、対象者に対する通知、確認書などを発送するためにシステム改修を要するというので、そういったものの経費でございます。

○林副委員長 コールセンターはどれぐらいの規模で、期間と、予備費を持ってくるというので、どういうものなのか。あわせて、今、若い方というのは、なかなか電話をしない世代だそうなんです。コールセンターで来るのというのは、年齢層というのはどんな方々が、これまでいろんな事業をやられていて、来ているのかということも把握されていれば言っていただければと思います。

システムのほうは、純粹に抽出って、ピックアップするところだから、これはどこの自治体でもほぼほぼ一緒なんですかね、事務費の。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、まず抽出に当たりましては、区では保有していない所得税の関係の情報がまずございます。そういったものを推計で、今回の税務担当のほうに来ました確定申告後の情報に基づきまして、それを推計して対象者を抽出するというような作業が一つ必要でございますため、他の自治体も似たような対応を取るところではございますが、ベンダーなどはそれぞれ自治体によって違うことから、若干の違いはあるものと思っております。

それから、コールセンターの規模でございますが、先ほど説明の中でございました対象者数が5,500名ということで、その5,500名に対して、書類の送付ですとか、それに対しての問合せがあるというような状況でございます。規模的にこちらから何人という指定は、なかなか委託の場合は難しいんですけども、こういったような情報を仕様の中でうたわせていただいて、事業者に一定程度の判断をしてもらっているというような状況でございます。

また、コールセンターへの傾向につきましては、申し訳ありません。ちょっと私、その情報に関しては得ていないところでございます。

○林副委員長 所得の低い方に補足して給付をやるということなんで、どんな方々がお問い合わせが来たのかということの方が分かると、区のほうでも、そういう方に手厚く、やりやすくなるのかなと。せっかく国のお金で給付かけて、区のお金はかけないわけですから、こういうときに傾向ですとか把握できるのかなと思ったんですけど、委託だからどんな感じが分からないと、コールセンターに問い合わせした件数ぐらいが分かるぐらいなんですかね。それも分からない。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。ちょっと説明が足らなくて、失礼いたしました。コールセンターなどに関しましては、まだちょっと設置ができておりませんもので、実際にはまだコールセンターにかかってきたという実態はないという状況でございますが、今、頂きましたご指摘を踏まえて、件数だけではなくて、極力こういった問合せだったかというようなことを集められるように、今後のこともございますので、していきたいと考えます。

○岩田委員長 いいですか。はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 まず、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この1と2の合計額を1万円単位で切り上げた額を給付というふうにありますけれども、例えば、これ、4万円、所得税と住民税を合わせて4万円減税じゃないですか。例えば3万9,999円、税金を払っていると、で、1円の給付になるという場合も、プラス1万円の給付というふうになるということによろしいですかね。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。委員ご指摘のとおりでございます。

○牛尾委員 ちょっとね、そういう面では、1万円の差も出るのかなというふうに思いますけれども。まあ、給付、ね、均等は減税ということなんでね、これはこういう制度なので仕方がないというふうに思いますけどね。

あと、想定対象者数の5,500人とあります。この大体想定される年齢層はどういう年齢層を想定されているのか、分かりますか。

○赤海コミュニティ総務課長 申し訳ありません。年齢層に関しては、なかなかちょっと、現在もその精査をしているという状況ではあるんですけども、大体扶養の人数がこれぐらいのところまでこうだというのは、私どものほうでも情報を得ているところなんですけど、その年齢層まではちょっと把握ができないという状況でございます。

○牛尾委員 現役世代は関係ないですよ、給付はね。現役世代というか働いている方はね、そこから減税されるわけだから。問題は給付される方々、要するに税金を納める額が少ない方々が対象ということじゃないですか。ということは、大体年金生活者とか、非正

規の方になるのかな。そういった方々で、年齢が高い方も多いんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 先ほどの資料1の2ページ目でございますイメージ図の中で少し触れさせていただきました、ピンク色の三角形のところの方々が対象になります。あくまでイメージではございますが。よって、必ずしも低所得者という言い方限定ではなくなってくるものではございますが、確におっしゃるように、年金受給者の方、事業所得者の方、給与所得者の方、それぞれで減税がし切れる方もいらっしゃるれば、減税がし切れない方も混在するというようなところで、そこは一概にこうだからというところではないという状況でございます。

○牛尾委員 私が心配しているのは、基本的に支給方法は、郵送にせよ、窓口申請にせよ、オンライン申請にせよ、こちらから申し込むという形じゃないですか、口座番号をね。高齢者の場合で、そういったことがなかなか難しい方々の場合の手だてというのかな、そうしたところはどうなのかなと。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただきましたのは、そもそも記入が難しいというような方のことでしょうか。

○牛尾委員 うん。

○赤海コミュニティ総務課長 そうですね、ちょっとそうした個人の方々の状況が、当課ではなかなか把握がし切れないと思うんですけども、関係所管の協力を得ながら、状況に応じて対応を考えてまいりたいと思います。

○牛尾委員 なるべくね、こういう全員に対しての施策というのは漏れがないようなことをぜひやっていただきたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 時期は適宜なんですけど、申請が上がってこない方に関しましては、改めて申請期限の前に、改めてご通知を差し上げて促すという方法を考えてございます。

○岩田委員長 よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 1点だけ、非常に、自分が対象になるのかどうかということで、迷わしい制度でもあると思うんですね。そういう点では、コールセンターの話がありましたけれども、非正規とかの人たちのお問い合わせということもあることを考えると、例えばLINE相談とか、そういう、何ていうんでしょうね、システム開発に1,000万ということをおっしゃっていたんですけども、何かその電話だけでない、DX、何かそういう、（発言する者あり）その方法をせっかくなので考えられないのかなというのはちょっと思ったんですけど、無理なんではなかね。（「DX」と呼ぶ者あり）

○赤海コミュニティ総務課長 まず1点目といたしまして、対象となる方には、通知書または確認書ということで確実にお送りするというところで、それに関するお問い合わせは当然あるだろうと思っております。

もう一点目が、自分は対象になるんだろうか、どうだろうかというようなことに関しましては、ご指摘のあったような手法もあり得るかと思うんですけども、今時点でも、様々な報道がある中で、自分は対象になり得るんだろうかというようなお問い合わせを頂いております。ただ、所得の控除、税額控除は非常に複雑で、何パターンと言い切れない

ような状況がございますので、現時点で私どもで回答できる状況も限られているというものもございますし、先ほどにご説明させていただいた、私どものほうでスタートさせていただいてからも、一概にその場でお答えができないようなものもあろうかと思えます。その中で、ちょっとツールが増えてしまうと、逆に我々のほうでの対応がなかなか、あっちもこっちもとなってしまいう可能性があるということで、ご理解賜ればと思います。

○小枝委員 はい。その点はよく分かりました。対象であるかどうかについては、郵送されれば間違いなく分かるなというふうなことも分かります。

手続的なやり方のところで、何か想像するに、何ていうか、渋谷区みたいなところは、何かそういうふうなLINE相談とか、何ていうんですか、ネット上でいつでも簡単なことは聞けるみたいな、チャット、うん、みたいなこともやるのかななんていうふうに思っています。いや、今回、やるんですかということじゃなくて、きっと日々進化していくスキルだとは思っているので、そうしたことも、今後、検討されていくといいんじゃないかというふうに思いますので。

以上です。はい。

○赤海コミュニティ総務課長 ツールに関しましては、将来的に委員ご指摘のように、様々な手法、または、まさにツールが増えていくかもしれません。そういったときに、その時期その時期に適した方法、または門戸を開くというんでしょうか、利用者の方々にとっての利便性を考慮して、選択しながらというふうになってまいろうかとは思っています。

もう一点が、極力私どもで想定し得る限りではありますが、現在、コールセンター用でQ&Aなども極力用意できればいいなというところで、我々なりに準備はしているというところがございますので、ご理解賜ればと存じます。

○岩田委員長 えごし委員。

○えごし委員 この給付、補足給付金について、申請をした上で、あとはその申請した後は大体どのくらいで給付されるかって、大体でいいんですけど、もし分かれば教えてください。

○赤海コミュニティ総務課長 現在では、比較的こちらから申請書ですとか確認書をお送りして、届き次第、まず最初の部分につきましては、速やかに処理を進めさせていただきたいと考えてございます。一方で、会計上の処理がどうしても必要でございますので、二、三週間から1か月程度、もしかしたら振込みまでには頂戴するかもしれませんが、到着次第、早急に審査をさせていただいて、どんどん処理をしていくというつもりでございます。

○えごし委員 ありがとうございます。補足給付金なので、ぜひもらいたいという方は、少し時間がかかるということも、また注意事項とかであれば少し待っているのかなと思いますので、お願いいたします。

あと、最近やっぱりよくこういう給付金などが出ると、先ほどの特別支援給付金もそうなんですけれども、やっぱり詐欺とか、特殊詐欺とか振り込め詐欺とかも結構多くなってきますので、そういう部分はホームページとかでも注意事項をいつも書いていただいていると思うんですけれども、その注意事項もちょっとできるだけ分かりやすく、例えば赤文字で書いて見やすくしたりとか、そういうところもぜひお願いしたいと思えます。多分今回も補足給付金のホームページにも、少し案内が載っていたと思うんですけど、ちょっと

黒文字だったので、ぜひ赤文字にしていきたいなと。

あと、電話とかも多いんですが、最近、電子メールとかも届くことがあるということも、ほかのところでそういう事例もあるようなので、例えば電話だけじゃなくて、そういう電子メールみたいなのが届いたときも、それは関係ありませんということで、注意事項の中に入れていただければと思います。いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、委員ご指摘いただいておりますホームページ上も、6月12日にまず概要的なものは掲載させていただきました後、6月19日にご案内いただきました振り込め詐欺などに注意してくださいというのを掲載してございます。一方で、やはり目立つほうがいいということですね、色の関係などを改めてちょっと確認をさせていただければと存じます。

また、個別の住民の方々に対するメールでこういったものをご案内することはないんだというようなことも、併せて、こういったやり方、ああいったやり方は、区としてはいたしませんよというような、分かりやすい表記をちょっと心がけてまいりたいと思っております。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかにごありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 なし。はい。

それでは、続いて、16ページ、17ページの総務費、選挙費の説明を受けます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、16ページ、17ページの説明をさせていただきます。

本年1月24日の日に、議長より区議会議員に欠員が生じたという通知が参りましたので、区長選に伴いまして、区議会議員選挙を行うということになりますので、その経費をお願いしているものでございます。

説明は以上でございます。

○岩田委員長 はい。質疑を受けます。

○おのでら委員 今回、1,300万円の経費を計上されているということですが、このうち掲示板設置に関する費用というのは幾らなんでしょうか。

今回の都知事選挙での掲示板設置の費用及び前年の、昨年の区議会議員選挙のときはどうだったかというのを含めてお答えください。

○河合選挙管理委員会事務局長 まず、今回の補正のほうでございますけども、公営ポスターの掲示の設置につきましては100万円弱という形でございます。それと、都知事選でございますけども、都知事選の費用につきましては、税抜きでございますけど、約500万ちょっと、という形でございます。昨年度でございます。昨年度のポスターにつきましては、税抜きで600万弱、580万ぐらいという状況でございます。

○おのでら委員 念のため確認なんですけれども、100万円というのは、もうあくまでこの区議補欠選挙分ということで、区長選を含めると幾らなんでしょうか。

○岩田委員長 休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○岩田委員長 再開します。

事務局長。

○河合選挙管理委員会事務局長 区長選につきましては、約630万円でございます。それと別に、補欠選挙で94万円という形でございます。

○おのでら委員 今回の都知事選挙ですね、においては、本区において選挙運動用ポスター掲示板の設置は、告示日に間に合わなかったという事態が生じております。そもそも公営掲示板は、候補者が自身の政見を広めて、選挙運動のために使用してポスターを掲示するために設置される、非常に重要なものだと思うんですね。で、区民の皆様が、どのような人が立候補していて、誰に投票するのか、この掲示板を見て判断するわけです。

ですけど、その掲示板が告示日に間に合わなかった、設置が全部間に合わなかったと。大変問題だと思うんですね。区の信頼の失墜にもつながりますし、また、区が選挙制度を軽視しているんじゃないかと、そういう意見も頂いているんですね。このようなことが起こった経緯というのを、ちょっと、ご説明いただけないでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 経緯といいますと、お答えがちょっとずれるかもしれませんが、（発言する者あり）この設置の期間というのを1週間設けてございます。それで、今回請け負った業者につきましては、今回、千代田区では初めてということで、（発言する者あり）不慣れであったということも業者も申し上げているのと、あと、スケジュール感が初めてということで、甘かったようなことも申してございます。

あとは、やっぱり、職人の体調等がありまして、体制が、ちょっと当初より組めなかったというようなことは聞いてございますけども、最終的に、今、その状況はどうだったかというのを提出を求めていますけど、今現在は出てきておりません。

それで、区のほうといたしましては、18日までに設置——20日、2日、18日設置ということで、前の週の14日の日に、18日までに設置、間に合いますねと確認は行い、口頭でございますけど行いました。大丈夫ですという答えを頂きました。

また、次の週につきましても、どうですかと言ったときに、うちのほうから言ったのは、何か不慮のこと、想定しなくて起こっても、19日が限度ですよ、20日の日にまでにはできていなくちゃいけないというお話はさせていただきましたけれども、結果的には、それができないということで、告示日の朝7時に、終わりませんでしたという連絡が来たという状況でございます。

○おのでら委員 その朝7時に終わらなかったという報告なんですけども、それは何か所、未設置だったかという報告はあったんですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 朝7時の段階では、11か所という報告でございました。

○おのでら委員 私は、神田地区で掲示板を結構回っていたんですね、告示日。9時ぐら

いのときに行って、このときに把握しているのは、19か所、未設置だったんです。（「わあ」と呼ぶ者あり）で、区のウェブサイト上では、15時時点で14か所の未設置がありましたということなので、そもそも、その報告が11か所というのは間違っているわけですよね。そのような虚偽な説明をしているような業者を信じてよかったのかどうか、その辺りいかがですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 11か所という形で報告を受けました。で、その後、各陣営の方から、ここもないと、ないということで、業者に確認すると、そこはやっぱり業

者のほうが見落としているということもあって、区の職員のほうで全部その後、見に回りました。（発言する者あり）で、その間も、業者のほうは設置工事はしておりました。それで、3時頃に全部見終わった段階で、14か所がまだ未設置という状況でございました。

で、おのぞら委員おっしゃるとおり、その業者の不慣れかどうかはあるんでしょうけども、そういう面からすると、ちょっと、その業者が初めてということもあったということを加味しても、ちょっと、こちらからすると、ちょっと不信感を職員が抱いたというのは確かでございます。（発言する者多数あり）

○おのぞら委員 告示日になって不信感を抱くというのは、ちょっと間違っているんじゃないかなと思うんですね。そもそも不慣れであったという印象は受けていらっやったと思うんですね。初めて入札に入ってきて、取ったような業者であったと。ですので、そうであれば、前日までに口頭確認だけではなくて、業者から写真の提出を求める、その設置完了の写真を求めるなり、あるいは区の職員の方が、大変ですけども、1か所1か所見て回って、これは設置が終わっている、設置が終わっていない、そういうのをしっかり確認いただくべきだったと思うんですけども、いかがですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今、おのぞら委員おっしゃるとおり、そこはもう的確に、そのとおりだと思っております。で、その、まずスタートですけど、これは先ほど言った口頭を信じるかどうかとあるんですけど、うちがやることになりますというときに、来たときに、その業者の、個人か会社かは別として、やったことがありますという言葉は当然ありました、確かに。それをちょっと私たちがうのみにしたということが、一つ、ちょっとこちらが甘かったというのがあります、（発言する者あり）確かに。そういう形でしたときに、今回の頼み方というのが、18日までに全部終わらせるというような形で委託をかけたんですけども、やはり、こんなようなことが起こることからして、特に初めてということからしますと、やはり、例えば、日々、日々ですね、設置箇所の報告、写真をつけた報告、それをしていかなければいけなかったということでは、本当にうちのほうの反省点ではございます。

そういう中でいきますと、そのときに、遅れている、遅れていないということも、言葉だけじゃなくて、進行の関係では、区のほうからもこの辺り、人の体制とかということも、途中でも言ったんですけども、そういうこともできたのかなと思っていますので、ちょっとやり方的には、ちょっと日々のうちのほうの、区のほうの進捗管理というところが甘かったというのは、これはそのとおりでございます。

○おのぞら委員 昨年の区議会議員選挙ですとか、それ以前のものは問題なかったと思うんですけども、この辺りは、未設置か設置かというのは、どのように確認されていたんですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 以前は、これまで千代田区で受けた、やっていた業者につきましては、今回のようなことは一切なくて、例えば、昨年やった業者でしますと、設置の期間は3日で終わっております。（発言する者あり）そこは、いろいろやっているということですので、こういう、1週間の期間を設けて終わらないということは、正直言うと、当初とかすると——当初から想定はあまりしていなかったのは事実でございます。そういう意味からすると、途中で何回か確認しておけば、ここまではならなかったのかなというのはあると、反省はしているところでございます。

で、なかなか、慣れているところが取ってくればというのはあるんですけど、それはできないことなんで、そういうことからしますと、やはりどこが取ったとしても、うちのほうで、その辺りの進行管理をしっかりしていかなくちゃいけないということが、今後——今後では遅いと言われちゃうかもしれないんですけど、今後そういう形で取り組んでまいりたいと思います。

○おのぞら委員 その未設置の把握というのは、第一報としては、朝7時に業者から申告はあったということなんですけども、その時点でなぜ、ホームページのほうに、区のウェブサイトの方に告知をしなかったのかというのは、ちょっと疑問なんです。3時になって、ようやく14か所未設置でしたというのではなくて、もう皆さん、もう朝、スタンバイして、一刻も早くポスターを貼ろうとしているわけですよ。そういう人たちへの周知なんて、どのようにされていたんですか。候補者たちには、候補者の方々にはしっかりと伝えたんですかね。あるいは、都の選管を通じて伝えるとか、そういったようなご対応はいかがだったんでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 委員おっしゃっていること、すごく分かります。（発言する者あり）分かります。それで、今回で言いますと、告示日で受け付けをしているのが東京都になります。で、東京都から候補者になっている方が——の連絡、こうなったと来るのが、大体6時頃です。そこまでは、どなたが立候補したかということは、うちのほうでは分からないんで、当然、連絡先も分かりませんので、そういう中で、何かしらの方法で周知という形はあったんですけども、区としては、そのときにやっていたことにつきましては、とにかく早く設置しなくちゃいけないということで、その対策のほうに注視しちやっったもんですから、そういう面からすると、そういう周知という面が遅れたということがひとつありますし、その業者が言っていた数と、陣営、その、各、貼る方から、ここがないと言われたことで、数字が本当に合っているかということをまず確認しなくちゃいけないということでありましたので、その職員、4班だったと思いますけど、で、それが終わったのが、大体3時頃です。それで、その段階で14件ということが分かりましたので、そこでホームページに載せたということでございます。

○おのぞら委員 各候補者、ポスターを貼るときに、地図ですとか掲示板の一覧を見ながら動いているわけですよ。で、そこで14か所ありませんでしたとプレスリリースされても、どこの14か所なのかと分からないんですよ。そういったところもしっかりと数字を出していただくべきだと。数字というのは、掲示場所の番号ですね、を出していただくべきだったと思っております。

で、今までのやり取りの中で、業者がいかに適当であったかというのが明らかになったとは思いますが、この業者に対してはどのように、今後、対応していくんでしょうか。もう、これは明らかに債務不履行ですので、しっかりと契約に基づいて責任を追及していただくべきだと思うんですね。この辺りの責任追及、どのように契約上になっているのか。また、どのようにされるのか方針を教えてください。

○河合選挙管理委員会事務局長 今回、一つ、例を挙げますと、遅れたということで、向こうの業者のほうの期限の不履行という形は出てございますので、その辺はまずは伝えたりですね。あと、早くということでもありますので、それで向こうができなかったということなんかがあるんでということで、その辺りからすると、今、業者のほうと、その辺りの

折衝をしております、区として、その業者に対してどういう形で対応していこうというのを、今、やっている最中でございます。

○岩田委員長 事務局長、すみません。新たに頼んだ業者というには幾ら払って、その分は請求するのかどうかというのは、どうなんでしょう。

○河合選挙管理委員会事務局長 その分は、もちろん請求いたします。そちらに応援部隊で来てもらったところには、もちろん請求しなくちゃいけないんで、それは払わなくちゃいけないんで、それは払いますし、その分は、今回契約した業者から、当然のことながら、どういう形にしていけるかはあれですけど、もらうという形になります。（発言する者あり）

○岩田委員長 はい。

おのぞら委員。

○おのぞら委員 今回、入札で取ってしまったということも、かなり低い金額で取られたんじゃないかなとは思いますが、安かろう悪かろうで、本当にこのような問題があって、区の信頼も失墜してしまうと。大変なことが起きてしまうわけですね。

来年の区長選ですとか、あるいは区議会議員の補欠選挙、こういったところでの入札制度の見直しですとか、そういったことはどのように考えていらっしゃいますか。このようなことが起きないように、どのように考えていらっしゃるのか。

○河合選挙管理委員会事務局長 入札制度につきましては、ちょっと所管のほうで、いかんせん、何とも答えようがないんですけども、基本的なことにしますと、周辺区もやっていますし、ほかもやっていますので、このポスターの掲示でできない業者というのは——できる業者は多数ありますので、そういう意味からすると、入札というのは基本かなとは思っております。

そういう中ですと、所管としては、取った業者の中に、まずはその取る前の仕様書の中に、先ほどおのぞら委員もおっしゃったように、日々の確認、報告、そして疑義があれば職員が現地に行くと。選挙期間中で、確かにうちの職員、いっぱいいっぱいのところはありますけども、それを、その後の迷惑をおかけするということからすると、そういう形で、まずは考えていきたいということが1点と。

あとは、これはあんまり、よく、いいとは言えないんですけど、契約上の終了時点から告示日までの間に、少し時間を取って、その対応、緊急対応ができるような期間を設けたらどうかということ、今、検討しているということは、それについては所管のほうで考えられるんで、そういうことも含めてやって、次の選挙には今回のようなことがないように、全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

いろいろご迷惑をおかけしたことは、本当に申し訳なく思っております。

○おのぞら委員 最後になりますけども、今回の事態を招いてしまった一つの大きな要因というのが、これまで行って——これまでにはしっかりできていた設置状況の確認が、前日まで行われなかったのは大きいと思うんですね。で、先ほどおっしゃられていたように、人員的にちょっと足りないということもおっしゃったと思うんですけども。選挙管理委員会事務局として、人事ですとか、体制の見直しですとか、より人を増やす、短期間でも人を増やすとか、そういったところは、どのようにお考えでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 人事の関係で言いますと、全庁的な人の配置というのはありますから、一概に選管だけでは云々という話はないんですけども、今でも、常時じゃ

ないですけど、皆さんご存じのように、期日前投票へ行きますと、応援部隊で来ていただいているということもありますので、どういう形で人の手当てということですけど、常時、人を増やすということは、キャパが決まっているということもありますけども、その辺りは人事課のほうと、ちょっと今後、相談していききたいなとは思っております。で、そういう中で、今回のようなことが起こらないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も、陣営で連絡した一人なので。（発言する者あり）なかなか、選挙ということで、選管の皆さん、本当に大変な状況の中で、いろいろ対応してもらったんでね、本当に連絡する余裕もなかったぐらいかなというふうな感じで思っております。

ちょっと確認なんですけれども、掲示板の設置というのは、毎回の選挙で業者が違うものなんですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 その選挙ごとで業者は決めていくという形でございますので、ずっと通年で決めるとか、そういうことにはなっておりません。そのたびそのたびという形で、現在、入札で決めているという状況です。

○牛尾委員 そうであるなら、今回の業者さんが、一番お値段が安く取ったという状況だと思うんですけども。例えば、入札にするに当たっての条件、例えば千代田区でやったことがあるとか、ほかの地域でこれだけ経験があるとか、そういったものは入っている。

○河合選挙管理委員会事務局長 それは、これまでの仕様書の中には、そういうのは入れていないということがありますので、今回を契機に、どの辺りまで入れられるかということで所管のほうでは十分検討し、その後、政策経営部のほうとも、その辺りの打合せをして、どうかということで、しっかりできる業者を選んでいきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 はい。お願いします。

○岩田委員長 田中委員。

○田中委員 今回の入札なんですけれども、いいですか。今回の入札なんですけれども、こちらが掲示場の設置なんですけれども、物品としてカウントされていて、これが物品としてカウントされているがゆえに、最低制限価格が設置できない、設定できないということになっているんですね。で、これ、明らかに物品の納品ではなく、設置・設営に当たると思うんですけども、何でこれが物品になってしまっていて、最低制限価格が設定できないのか、というところ。所管の方が、ちょっといらっしゃるか分からないんですけども。

○岩田委員長 事務局長——あ、ごめんなさい、休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時50分再開

○岩田委員長 再開します。（発言する者あり）大丈夫ですか。再開します。

答弁から——あ、聞いていなかったですか。大丈夫ですか。もう一回質問していただけますか。大丈夫ですか。（発言する者あり）はい。

じゃあ、答弁からお願いします。

契約課長。

○武笠契約課長 このたびの掲示板の設置が物品だったというお話ですけれども、入札の制度上の分けでして、大きく工事と物品の2種類に分かれている形になります。ただ、その物品と言われる中には、委託ですとか、使用料及び賃借などに関する契約なども入っておりまして、今回の掲示板の設置の契約は、約款上は委託の契約に分類されるものとなっております。

で、最低制限価格ですが、現状の運用としましては、1,000万円以上の工事及び設計、それから建物総合管理、いわゆるビルメンですけれども、こちらにおいて設定している状況でございます。

こちらの、今回の掲示板の設置につきましては、単純な労務作業であることから、これまで最低制限価格を設定したことはございませんでした。

○岩田委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 はい。ありがとうございます。そうしたら、今後、その1,000万円以上という部分を、今回のこのような事態を受けて変えていただくとか、そのほかの分類にさせていただくとか、何かしらのご対応というのは可能なんでしょうか。

○武笠契約課長 今回の掲示板の設置につきましては、最低制限価格の設置というよりも、仕様できちんとやってもらいたいことを定めることで、業者に理解を、仕事内容をきちんと理解していただく、そちらのほうが大切かと思っております。

千代田区、掲示板を設置する場所につきましても、ただ単に土に刺して掲示板を設置できるわけではなく、建物の壁面、土のないところに建てなければいけなかったりですとか、様々な制約の条件がございます。そういう場所に設置するんだということを、きちんとお示しした上で業者を選定していくということが、まずは必要かと考えております。

○岩田委員長 はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 せっかくなんで、今後、本件に関しまして、行政管理担当部長様と契約課長さんもいらっしゃったんで、今後、これ、私もかなり、この掲示板が設置をされていないという問題に関してお叱りを頂いたんで、で、ここでやることじゃないかもしれませんが、契約書を頂いて、1回どこかの委員会でたたくのか……

○岩田委員長 企画ですね。（発言する者あり）

○のざわ委員 企画ですか。それで一度、したほうがいいんじゃないかなと思うんですが。（発言する者あり）

○岩田委員長 はい。あ、ごめんなさい。（発言する者多数あり）えっ。（発言する者多数あり）あ、すみません、休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○岩田委員長 再開します。

じゃあ、それを踏まえまして、議長に申し伝えますので、それでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）はい、かしこまりました。

あ、のざわ委員、はい。

○のざわ委員 よろしく願いいたします。

あと、もう一つ。日本維新の会は、議員定数を削減するべきですということを考えている党といたしまして、その関係か、議員定数削減のお声をよく頂くんですけども、その声の中には、区議会議員選挙の補欠というのが、今、24人でちゃんと回っているの、することを、（発言する者あり）その、することが必要なのかどうかと。で、もしこれしないと、1,294万2,000円、コストが削減できるということを、一般の方は、あまり法律を読み込むわけでもなく、普通に生活されていらっしゃるの。

この質問ですが、区議会議員選挙の補欠選挙をしなくてはいけないのか、しなくてもいいのかを区民の方々に分かるように、その法的な根拠を教えていただけたらと思います。○河合選挙管理委員会事務局長 補欠選挙についてのご質問でございますけども、これにつきましては、公職選挙法で規定がございまして、公職選挙法の113条関係でございますけども、その中に、議員の欠員が生じたときには、選挙管理委員会は選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならないということですので、選択肢があるわけではないので、やらなくちゃいけないということでございますので、今回もそれにのっとって実施するというところでございます。

○のざわ委員 分かりました。じゃあ、今回はしなくてはいけないので、この1,294万円は、（発言する者あり）削減できないということでございますですね。分かりました。以上です。

○小野委員 関連で。

○岩田委員長 はい。小野委員。

○小野委員 関連です。今回、先ほど掲示板の話ですとか、今、補選の、定員の話も出たんですけども。今回、都知事選では候補者数が想定を大きく超えてしまう事態で、掲示板の中では、その対応もあったかと思うんです。

で、この補欠選挙は、今のところ1名の欠員を想定はしていますけれども、立候補者数は何名くらいを想定した予算でしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 予算上は、今現在6名という形で予算計上をさせていただいております。

○小野委員 はい、分かりました。ということは、その6名の候補者数を超えた場合、1名につき、やはり変化はあるということでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 立候補者が増えるということになりますと、一番大きなところは、公費負担でございます。公費負担が出てくるということで、大体85万円ぐらい、1人増えるごとにプラスされていくということが、影響が出てくるということでございます。

○小野委員 はい、分かりました。こういった、ちょっと想定できないような事態というのも、また起きる可能性がありますので、その辺も含みつつ、ご準備をされることになるかと思しますので、ぜひお願いいたします。

で、先ほどののざわ委員から、定数についての話がありまして、実際、今回の補欠選挙というのが、そもそも一部の区民からは、官製談合ですとか、それからあっせん収賄による議員の欠員が直接の原因であるため、非常に厳しいご意見も頂戴しているというのは事実です。心情的に納得いかない点は、私もそうですし、また大半の議員の方も同じような思いではないのかなというふうに推察したりするところです。こういった件について、選管

にも何かご意見とか、お問い合わせというのは来ているのでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 選管事務局のほうには、特にそのようなご意見は来ておりません。

○小野委員 先ほどのざわ委員の質疑に対してお答えを下さっていますけれども、今回、先ほどのご説明によると、仮になんですけれども、定数削減、これは議会運営委員会の中で審査をして、先日、終了をしているんですけれども。定数削減というところで、実際にご意見も頂いています。定数を削減したら、今回の補欠選挙はやらなくていいんじゃないかというようなご意見もあったんですけれども、ご説明をよく聞いていると、仮に今年度中——あ、今年中に定数削減が決まったとしても、適用される選挙というのが次回の統一地方選挙になるため、今回の補選を実施しない選択肢はないという認識でよろしいのか、いま一度、確認をさせてください。

○河合選挙管理委員会事務局長 その定数削減をされた場合の規定でございますけれども、地方自治法の91条にございまして、議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができないという規定がございます。一般選挙というのは、通常、千代田区で言いますと、統一地方選挙ということになりますので、次ですと、令和9年の4月の選挙から適用ということになりますので、そこに行く間の補欠選挙については適用されないということでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかにこの——あ、小林委員。副委員長。

○小林副委員長 この予算をつけるに当たって、今、都知事選が行われて、ポスターの掲示については、非常にいろいろな問題が起きていると思うんですね。で、選挙管理委員会としても、これが起きたときの対策というのは何か話し合われて、対策をするということはあるんですか。具体的に。

○河合選挙管理委員会事務局長 今回のポスター掲示場の区画48面でございますけれども、それにつきましては、当初から都のほうと話したんですけど、途中で足りないじゃないかというのを各区から出ております。で、うちのほうも出ました。で、どうするんだという話のときに、東京都のほうは大丈夫ですよということで、今回、クリアファイルの関係は、関係の、でやるというのが、情報が入ったのが告示日当日の昼頃です。ですので、その段階で区のほうでは、対応、何をするか分かんないけど、対応はできていないというのが事実でございまして、で、今現在ですと、はがれたと、落ちたということがあれば、それについては連絡をする。陣営の方に連絡をするとかですね。飛んじゃいけないというときには、都のほうでは、が言っているのは、ちょっと一時的に区のほうで預かってくれとか。

そんなような形ですので、具体的にあのクリアファイルのポスターをどうするというのは、なかなか扱いが難しいということで、勝手にはいじれないというのがありますから、（発言する者あり）なかなか難しい状況であるかなと。で、これは各区とも、非常に、すごく悩んでいるということでございます。

以上でございます。

○小林副委員長 そうじゃなくて、それはそれでやっていただきたい。今度の区議会議員補欠選挙で、そういうことが、今6か所しかないんでしょ。で、追加が急に、ぱぱっと出

てきた場合、可能性はあるんだから、そのときはどう対応しなくちゃいけないということは、選管としても話し合いましたか。選挙管理委員会でも話されましたか。仮に、クリアファイルでやらなくちゃいけないということもあるでしょうけれども、そういうことの対応と、もう一つは、今回一番問題だったのは、変なポスターが貼られたんですよ。公序良俗に反するようなポスターが。（発言する者あり）そうそう。迷惑防止条例に関わるもので対応したんだけど。

区議会議員選挙ってすごく身近なんで、東京と違うんですよ。それで、なおかつ通学路にたくさん掲示板がありますよね。例えば保育園の前にもありますよね。そういうところには見せたくないという保護者の方がたくさんいるわけですよ。いたんですよ、事実。今回、千代田区には、そのポスターは貼られていなかったと思うんだけど、その辺の対策。これ、二つですよ、二つ。分かりますか。大丈夫ね。（発言する者あり）一個ずつやる。あなた、いつも一個ずつだね。じゃあ、一個ずつお答えいただきたい。

○河合選挙管理委員会事務局長 1点目のポスター掲示場の数の関係でございますけども、当初予定からしたときに、まず一つ目が、立候補届出の書類を取りに来た人数で、まず、少し想定を考えるとということがあるかと思えます。

その後、事前審査のときには、もう、ほぼ、そのほとんど九十何%が出てくるということがありますけども。今、事務局では、もう、話しているのは、後々、増えたからって、クリアファイルじゃなくて、そういうのが想定できそうだったら、ちょっと、税金の無駄じゃないかという批判を受けるかもしれないですけども、最初から多めにポスターの区画を作っておくべきじゃないかという議論で、今、中では話しています。

何でかという、その後、東京都の今のあれで、一部の声だと、（発言する者あり）クリアファイルと板に貼った人で不公平じゃないかという声も出ているということからすると、やはり私も、選挙を執行する事務局とすれば、そういうことがあってはならないということからしますと、それは多めに作っておくという形になります。で、この辺りちょっと、事務局でやっていますけど、今後、選管事務局——選挙委員会のほうにもそのご意見を通して……

○小林副委員長 選挙管理委員会。

○河合選挙管理委員会事務局長 その方向性を今後決めていきたいというふうに考えてございます。

二つ目のポスターでございますけども、皆さんご存じのとおり、ポスターは何を貼っちゃいけないかと、すごく規制がありません。あそこに書かなくちゃいけないのは、掲示責任者と印刷会社があればいいということで、あと、今、警察が入ってはがしている云々というのは、他の法律の関係のやつで引かかるやつはやってくれるんですけどというのはあります。そういう中でいくと、区でできるって、ポスターは触れないし、公選法にも触れていないという話がありますけど、そういう今、先ほど小林副委員長がおっしゃったとおり、保育園とかそういう地区でどうするんだという話であれば、警察と連携しながら、その辺りの対応を考えていくというのが、今の公選法の中では、それしかないのかなというふうに、今は考えてございます。

○小林副委員長 ポスターの増やした分の対応は、よろしくお願ひしたいんですけど、その内容については、事前にポスターの提出を求めていますよね、今。参考でか何か知りま

せんけど。参考で結構なんですけど。そのときに出せない人がいれば、そこは注意しなくちゃいけないとか、事前の対応。いろいろ知恵を出さないといけないと思うんで。普通の人なら、予定ポスターのコピーを下さいとかよく言われるじゃないですか。そのときに出せないようなところがある場合、そこに対する対応とかも考えればいいんじゃないかなと、ひとつは思います。それがどうなのかということです。

○河合選挙管理委員会事務局長 今もですね、今、小林副委員長がおっしゃったとおり、あくまでも提出義務はありませんので、協力依頼という形で見せてもらって、出してもらっているという状況でございますけども。出していただける方は、そういう、貼ったときに問題になるようなポスターというのは、あまり想定はないのかなという気はしております。で、逆に、今はまだできていないという方、確かにいらっしゃいます。近々までと。そういう人の中では出てくる。

今回、都議選でも、あれ、東京都の多分あれ、東京都も電話がつかない状況もすごいんですけど、なので確認は取れていないんですけど、多分いきなり貼っているということが多いのかなという気はしますけども、そういう面で言うと、なかなか対策は難しいんですけど、極力、どういうポスターかということは、受付順云々のときには、区のほうからお話ししたいという形で、他の法律にも触れないようなものとか、そういうお話をできたらいいなということで、今考えているところでございます。

○小林副委員長 この事前審査もやりますけど、だーっと増えて、6人を超えて10人とかになってしまった場合は、先ほど追加で85万円、1人増えるごとに。で、あと、例えば10人増えちゃった場合は、850万とか1,000万近くなりますよね。で、この今、予算が1,200万ですよ。と、同じぐらいになっちゃう。仮定としてはあるかと思うんで、その場合の対応というのはどうするんですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今現在は想定をして、予算を積んでございますけども、そういう形になったときでは、ちょっと財政課との相談も含めまして、どういう対応ができるかということを検討していきたいと思っております。今現在、そうなったときには、こうするということは、まだ決めているものはございません。

○小林副委員長 分かりました。当然そうなんだけど、これ、選挙だから、事前審査というか、やらないと分からないでしょ。出てこない。立候補するかしないかなんて。説明会をやった時点で、想定はできるかもしれないけど、ぱぱっと出ちゃえば、当然、予算は足りませんよね、想定として。その場合は、もう1か月とか事前審査、1か月、2か月ぐらい前ですよ。そうすると、予算の、それでまさか臨時会をやるわけにいかないわけですよ。その場合は、どういう対応を。先ほど、今は全然考え、そのときになんないとかんない。やってみなくちゃ分からないという話ですけど、（発言する者あり）その辺はどうなんですか。

○中根財政課長 ただいま小林副委員長のご質問でございますけれども、おっしゃるとおり、選挙期日まで迫った状況で、そのようなことが分かる。で、早急、速やかに対応しなければならぬ状況かと思っておりますので、今回の場合で言いますと、まず区議会議員補欠選挙の中で、契約の差金等が出ていれば、その契約差金等を活用して実施することになるかと思っております。

万が一、それでも足りないような、経費が足りないようなことであれば、その場合は、

同日の区長選挙でまた予算を計上しておりますので、緊急の対応として区長選挙から予算を一部流用で対応して、そういう対応のための経費とすると、そういうことが想定を、今のところ、しているところでございます。

○小林副委員長 そうすると、流用すると。でも、区長選もたくさん出ちゃったらどうする。両方出ちゃうという。分からないですよ、これは。選挙って、今、どうなっちゃっているか分からないんで、その辺の場合って、予算って流用で対応できるんですか。金額が大きかった場合。議会はないんだから。

○岩田委員長 休憩します。

午後0時10分休憩

午後0時11分再開

○岩田委員長 再開します。

財政課長。

○中根財政課長 おっしゃるとおり、どのぐらいかかるかという経費的については、正直、その段階になってみないともちろん分かりませんが、当初予算で申し上げますと、区長選挙自体は5,500万円余り、で、都知事選挙でも、ほぼ同額の5,400万円余りの経費を計上しておりますので、これにつきましては、投票率の関係でいろんな、も含めて予備的に経費を積んでいるところもございますので、一部未執行の経費は、少なからず出て——どうしても出てしまうと思いますので、その5,500万、双方で1億円余りの経費の中から、緊急的に、この場合は対応をする、していく必要があると思いますので、経費的には、さすがにこの中であれば、足りるのではないかというふうに思っております。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかに、この総務費、選挙費のところでご質疑の方。はやお委員。

○はやお委員 手短に。先ほどおのでもら委員のほうの質問の中で、契約不履行があった場合、今回の場合はどういうふうにするのか。で、あと今後の動きについては、契約上どういうふうにするのかという質問があったと。で、ちょうど担当課長もいらっしゃっているんで、この辺のところを分かる範囲の中で、答弁を頂ければと思います。

○武笠契約課長 委託の約款の中に不履行があった場合の処置ですとか、損害賠償請求などについても定められてございます。現在、選挙管理委員会事務局と業者のほうがいろいろ調整を行っている、確認を行っているというふうに聞いてございますので、その確認の結果を待ちまして、約款に基づいた不履行の場合の処置を行っていくことになるかと考えてございます。

○はやお委員 その規定に従ってやっていくということで、ちゃんとテーブルがあるということですね。これについては、もうお任せする内容だと思います。

私のほうから言うことかどうかあれなんですけども、本来、先ほどもありましたように、区議選であったらば、結局は1票2票の差で当落が出てきてしまう。場合によっては、このことによって、選挙やり直しだなんて言われたりする大変な話になってしまうんですね。だから、それだけに重要なこと。

で、私が言いたいのは、そのことについては、もうこれ以上詰めるつもりはないんですけども、こういうような状況、そして昨日の環境まちづくりでも、文章で数回、撤回で修正している問題が発生しました。それで、官製談合の問題があると。僕は、何度も、今

回も一般質問をさせていただいたんですけど、これについて責めるつもりはないんですよ。この組織風土のところに問題があるんじゃないかということ、ずっと言ってきました。で、今回は、確かに選挙のところに出ているんですけども、通常であれば三日前ぐらいに確認したり何かするのは当たり前なんです。で、それができていなかったことということに関して、これは担当者を責めるつもりはないんです。こういう状況を踏まえて、きちっと、やはり、事務方の方のトップの方が、こういうことについてはどういうふうにかえるかとやらなかったら、これ、収まらないと思うんですけど、お答えいただければ、お答えいただきたい。私が言うんじゃなくて第一会派が言うべき話かもしれないですけど、私は、今、一般質問していましたんでね。この組織風土に対して、この締まらない状況について、どういうふうにやっていくかお答えいただきたい。

○岩田委員長 今のはやお委員の修正というのは、区が出してきた資料の修正ということですよ。

○はやお委員 昨日やったやつね。

○岩田委員長 ですよ。はい。

では、お答え下さい。（「久しぶりだ」と呼ぶ者あり）

○坂田副区長 ただいま、まずは、この今回の選挙の掲示板の関係で、あってはならないこと、何ともみっともない話でございました。本当に申し訳なく思っております。もちろん、こういう意味で、区民の信頼、区政の信頼が大変損なわれたということにつきまして、もう、謝罪しかございません。本当に申し訳なく思っております。

そういう意味では、様々なところで、今、組織上のほころびが出ているというご指摘も頂いております。改めて気を引き締めて、区政に邁進していく。今そのことを庁内でも隅々まで、改めて気持ちを入れ替える。入れ替えるということはないですね。気持ちを引き締めて頑張ろうということで、庁内議論を呼んでおりますので、私どもの姿勢をこれから見ていただきたいというふうに思っております。

本当に、大変申し訳ございませんでした。失礼いたします。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかに、この総務費、選挙費のところ質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 なしと。はい。

以上で、歳出に関する質疑を終了します。

次に、歳入についての審査に入ります。補正予算説明書8ページ、9ページの都補助金の説明を受けます。

○中根財政課長 都補助金でございます。都補助金につきましては、国庫を原資としまして、東京都を經由して交付金としてまいります。これにつきましては、先ほどの両方の給付金事業の経費として、10分の10で歳入が見込めるものでございます。

○岩田委員長 質疑を受けます。（発言する者あり）質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。

では、次に10ページ、11ページの繰越金の説明を受けます。

○中根財政課長 繰越金でございます。繰越金につきましては、区議会議員補欠選挙の経

費として、5年度決算の剰余金につきまして、見込める金額として1,200万円——1,300万円余の金額を見込むものでございます。

以上です。

○岩田委員長 質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。質疑はありませんので、以上で歳入に関する質疑を終了します。

これで、令和6年度一般会計補正予算第1号に関する質疑を終了します。

討論は、いかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 省略でよろしいですか。はい。では、討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

採決は起立により行います。議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 はい。賛成全員です。よって、本案は賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 予算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

岩田委員長、小林副委員長、西岡副委員長、林副委員長をはじめ委員の皆様には熱心に審査を頂き、誠にありがとうございました。理事者の皆様も、ご協力いただき、ありがとうございました。執行機関におかれましては、当予算特別委員会での貴重な議論の中で出された指摘事項について、今後の区政運営に反映されるよう努めていただくとともに、真摯に予算執行をしていただきますようお願い申し上げます。

これをもって、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○岩田委員長 続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 予算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

精力的なご審議、大変お疲れさまでした。ご提案いたしました令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号につきまして、原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご審議の中で頂きましたご意見、ご指摘につきましては、執行機関として真摯に受け止めさせていただきます。申し訳ありません。今後の区政運営にしっかりと進めてまいります。

委員長の岩田かずひと議員、副委員長、小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員のご尽力に感謝を申し上げますとともに、委員各位におかれましては、御礼を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○岩田委員長 はい。

では、最後に委員長の私からご挨拶をさせていただきます。拙い委員長で、皆様にご迷惑をかけた点もあると思いますが、皆様のご協力をもちまして、円滑に委員会が終わりましたことを、皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時20分閉会